



産業廃棄物処理計画書内訳(今年度目標値)

別紙  
(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻										
汚泥	900	0	0	600	0	300	0	300		0
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	400	0	0	0	0	400	0	400		0
紙くず	10	0	0	0	0	10	0	10	0	0
木くず	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	0
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	200	0	0	0	0	200	0	0	0	0
鉱さい										
がれき類	10,000	400	0	0	0	9,600	0	9,600	0	0
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	12,510	0	0	400	0	12,110	0	11,910	0	0

産業廃棄物を中間処理をせず直接自ら再生利用する量と、自ら中間処理をした後に自ら利用又は他人に売却し再生利用する量を記入します。

最終的に、業者に処理を委託する予定量を記入します。

中間処理業者等の再生利用業者に処理を委託する予定量を記入します。

H22年の法改正で新たに規定された熱回収認定業者ではない、熱回収業者に処理を委託する予定量を記入します。例えば、市の焼却施設への委託量はこれにあたります。

今年度、事業活動に伴って発生すると見込まれる産業廃棄物の量を記入します。自ら再生利用や中間処理する量等を含みます。

H22年の法改正で新たに規定された優良認定処理業者に処理を委託する予定量を記入します。改正前の旧優良認定処理業者に委託する量は含みません。

H22年の法改正で新たに規定された熱回収認定業者に処理を委託する予定量を記入します。熱回収施設とは、例えば、廃棄物を焼却処理する際に発生する熱を、ボイラーの熱や電力として回収する施設です。